

○ 大規模サイバー攻撃事態発生時の態勢について

警 公 甲 達 第 7 号
生 環 甲 達 第 1 4 号
平成 2 7 年 4 月 1 7 日

(概要)

この通達は、国民生活や社会経済活動に影響を及ぼすおそれがある大規模サイバー攻撃事態（国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのあるサイバー攻撃事態をいう。）が発生した場合における態勢について必要な事項を定めたものである。